

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

令和2(2020)年11月6日

栃木県人事委員会委員長 五家 正

本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、勧告の基礎となる民間給与実態調査の時期を例年より遅らせた上で、2回に分けて実施しました。企業活動が大きな影響を受けている中での調査となりましたが、特別給（ボーナス）等に関する調査の完了率は非常に高いものとなりました。調査に対して御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心より御礼申し上げます。

給与関係のうち、特別給については、民間事業所を0.05月分上回ったことから、支給月数を0.05月分引き下げることとしました。

なお、月例給については、調査結果に基づき、改めて必要な報告及び勧告を行うこととしております。

公務運営関係については、公務員倫理の徹底、勤務環境の整備、人材の育成・活用及び定年の引上げについて報告しました。

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、職員の給与を社会一般の情勢に応じた適正なものにする機能を有しております。また、職員の給与を人事委員会勧告により適切に決定することは、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的・安定的な運営に資するものであります。

職員においては、令和元年東日本台風被害からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等への対応に日夜奮闘している中、特別給の引下げという厳しい内容の勧告となりましたが、全体の奉仕者として、常に強い使命感と倫理観を持ち、県民の信頼と要請に応えられるよう、公正で効率的な職務の遂行に努めていただきたいと思います。

県民各位におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の意義と、職員が行政の各分野においてそれぞれの職務を通じ県民生活の安定・向上に寄与していることについて、十分な御理解をいただきたいと思います。